緑ケ丘指定多機能型事業所の運営規程 (指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽晴会(以下「事業者」という。)が設置する緑ヶ丘発達支援センターひかり 及び緑ヶ丘児童デイサービスセンターひかり(以下「事業所」という。)が行う児童福祉法(昭和2 2年法律第164号。以下「法」という。)に基づく指定児童発達支援の事業及び指定放課後等 デイサービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運 営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決 定保護者(以下「保護者」という。)に対し、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス(以下「児童発達支援等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に 適応することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を 図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切か つ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った児童発達支援の提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障害福祉サービス 事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との 連携に努めなければならない。
- 4 前3項のほか、事業者は、法及び法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)その他関係法令等を遵守し、事業を実 施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1)名称 緑ケ丘発達支援センターひかり 緑ケ丘児童デイサービスセンターひかり
 - (2) 所在地 青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目 50-2162

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

- 1 指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1)管理者 1人(常勤•兼務)
 - 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2)児童発達支援管理責任者 1人(常勤・兼務)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

- (3)指導員 7人(常勤・専従 2人、常勤兼任2人、非常勤兼任3人) 指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。
- 2 指定放課後等デイサービスに従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1)管理者 1人(常勤·兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1人(常勤·兼務)

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成業務のほか、障害児又は その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 指導員 7人(常勤·専従2人、非常勤·専従3名、常勤兼任2人)

指導員は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1 指定児童発達支援の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、(国民の祝日、12月31日から1月3日まで)を除く

- (2) 営業時間 9時から18時までとする。
- (3)サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- (4)サービス提供時間

月曜日から土曜日は10時から15時までとする。

- 2 指定放課後等デイサービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、(国民の祝日、12月31日から1月3日まで)を除く

- (2) 営業時間 9時から18時までとする。
- (3)サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- (4)サービス提供時間

月曜日から金曜日は10時から17時までとする。 土曜日は10時から15時までとする。

(事業の利用定員)

第6条 利用定員は、20人とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は定めない。

(支援の内容)

第8条

- 1 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。
- (1)日常生活における基本的な動作の指導
- (2)集団生活への適応訓練
- (3)レクリエーション行事
- (4)利用者の自宅と事業所の間の送迎
- (5)相談及び援助
- (6)個別支援計画に基づく支援、療育
- 2 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。
- (1)生活能力向上のための訓練
- (2)集団生活への適応訓練
- (3)レクリエーション行事
- (4)利用者の自宅又は学校と事業所の間の送迎
- (5)相談及び援助
- (6)個別支援計画に基づく支援、療育

(保護者から受領する費用の額等)

- 第9条 事業者は、児童発達支援等を提供した際は、保護者から、市町村が定める負担上限額 の範囲内において通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領を行わない児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができるものと する。
 - (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。(重要事項説明書に記載している自費サービス)

- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を 当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該 サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。 おいらせ町、三沢市、六戸町、東北町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第11条 障害児が児童発達支援等の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもら うよう説明を行うものとする。
- (1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
- (2) サービス利用当日に障害児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、保護者の同意を得て、サービス内容の変更の措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、児童発達支援等提供中に障害児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止・身体拘束禁止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、障害児等の人権の擁護、虐待の防止・身体拘束禁止等のため委員会を拠点内に設置及び責任者の設置、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止・身体拘束禁止啓発のための定期的な研修その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決・ハラスメント)

第15条 事業者は提供したサービスに関する障害児又は保護者等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって苦情解決に努める事とする。

- 2 事業者は、提供した児童発達支援等に関し、法の定めるところにより、県又は市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者等からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力するとともに、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う 調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業者は、障害児に対し、適切な児童発達支援等を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ②継続研修 年6回
- 2 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者及び管理者であった者が、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を 漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備することともに、当該 記録を 完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、 平成30年6月1日から施行する。
- この規定は、令和3年11月1日から施行する。
- この規定は、令和5年8月1日から施行する。
- この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。 この規定は、令和6年10月1日から施行する。